

④介護保険制度を普遍的な制度へと見直すことについて

■（資料2）「社会保障審議会介護保険部会第21回」 P.6

- 現行の介護保険制度では、40歳未満の者については制度の対象外、40歳～64歳の者についても、給付は「老化に起因する疾病（特定疾病）」を原因とする場合に限定されており、65歳以上の者と比べて受給要件に差があることから、実質的には「高齢者の介護保険」であると言える。
- こうした現行制度に対し、介護保険制度の将来的な在り方としては、要介護となった理由や年齢の如何に関わらず介護を必要とする全ての人にサービスの給付を行い、併せて保険料を負担する層を拡大していくことにより、制度の普遍化の方向を目指すべきであるという意見が多数であった。

介護保険制度の被保険者・受給者を拡大すべきとする意見

- ① そもそも介護ニーズは高齢者に特有のものではなく、年齢や原因に関係なく生じるものであり、65歳や40歳といった年齢で制度を区分する合理性や必然性は見出し難い。欧米諸国においても、年齢や原因などによって介護制度を区分する仕組みとはなっていない。
- ② 特に、40歳～64歳の者については、原因により保険給付を受けられる場合が限定されており、また、64歳以下の者には、「制度の谷間」にあって、いずれの公的な介護サービスも受けられないというケースもあり、制度の普遍化により、こうした問題の解決を図ることができる。
- ③ 介護保険財政の面では、対象年齢の引下げは制度の支え手を拡大し、財政的な安定性を向上させることにより、制度の持続可能性を高めることが可能となる。

介護保険制度の被保険者・受給者を拡大すべきでないとする意見

- ① 家族による介護負担の軽減効果があるのは主に中高年層であることなどから、40歳未満の若年者から保険料負担を求めることについて、納得感を得ることが難しい。また、若年者の介護保険料の未納や滞納が増えるおそれがある。
- ② 若年者が要介護状態になる確率は低く、しかもその原因が出生時からであることも多い。こうした分野の取組は、これまでどおり税を財源とする福祉施策において行われるべきであり、社会保険方式に切り換えることは、負担を安易に企業等へ転嫁するものである。
- ③ 社会保障制度全般の一体的な見直しの中で、介護保険制度についても負担や給付の在り方等を検討し、結論を得るべきである。

問4 現行の介護保険制度は、40歳未満の者は対象外、40歳から64歳の者についても、給付は「老化に起因する疾病（特定疾病）」を原因とする場合に限定されており、実質的には「高齢者の介護保険」であると言えます。一方、こうした現行制度に対し、介護保険制度の将来的な在り方としては、理由や年齢の如何に関わらず介護を必要としている人すべてにサービスの給付を行い、制度の普遍化の方向性を目指すべきとの意見もあります。

あなたは、介護保険制度の被保険者・受給者の範囲に関する将来的な在り方についてどう考えますか。

次の三つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 甲 現行の被保険者・受給者の範囲を拡大して、要介護の理由や年齢の如何に関わらず給付を行う制度を目指すべきである。
- 乙 将来的に被保険者・受給者の範囲を拡大する方向も考えられるが、現在は慎重であるべきである。
- 丙 実質的には「高齢者の介護保険」である現行の介護保険制度を維持し、被保険者・受給者の範囲を拡大すべきではない。

- 1 甲に賛成 2 どちらかといえば甲に賛成 →問5へお進み下さい
- 3 乙に賛成 4 どちらかといえば乙に賛成 →問6へお進み下さい
- 5 丙に賛成 6 どちらかといえば丙に賛成 →問7へお進み下さい
- 7 どちらともいえない

(回答欄)

問5 問4で「1 甲に賛成」「2 どちらかといえば甲に賛成」と回答された方にお伺いします。被保険者・受給者を拡大すべきとする理由は何ですか。

1～5の中から選び、番号に○をつけてください（複数回答可）。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 1 介護ニーズは高齢者に特有のものではなく、年齢や原因に関係なく生じるものであり、こうした「介護ニーズの普遍性」を考えれば、年齢で区分する合理性や必然性は見出し難く、すべての人を対象とした「普遍的な制度」を目指すべきである。
- 2 高齢者ケア、障害者ケアともに「地域ケア」を目指しており、両者に提供するサービスには共通する部分があることから、年齢や障害種別を超えたサービスを提供できるようにするため、制度の壁は取り除くべきである。
- 3 40歳から64歳の者については、保険料を支払っているにもかかわらず、原因により保険給付が限られていることから、制度の普遍化により、40歳から64歳を含めた若年者が、原因を問わず介護保険サービスを利用できるようにすべきである。
- 4 介護保険制度の対象年齢を引き下げることにより、制度の支え手を拡大し、介護保険制度の財政的な安定性を向上させるべきである。
- 5 障害者に対する介護サービスのうち、高齢者に対する介護サービスとの共通部分については、制度の普遍化により、地域におけるサービス利用環境が改善され、サービスの均一化・平準化が進むと考えられる。

その他（具体的に）

（回答欄）

問6 問4で「3 乙に賛成」「4 どちらかといえば乙に賛成」と回答された方におうかがいします。被保険者・受給者の範囲見直しについて、現在は慎重であるべきであるとする理由は何ですか。

1～3の中から選び、番号に○をつけてください（複数回答可）。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 1 障害者自立支援法は、施行後間もない段階にあることから、その定着を図ることを優先すべきである。
- 2 改正された介護保険法の円滑な施行や介護保険給付の効率化を優先させるべきである。
- 3 社会保障全体の給付と負担が将来どのようになるかが分からないため、現時点では最終判断できない。

その他(具体的に)

(回答欄)

問7 問4で「5 丙に賛成」「6 どちらかといえば丙に賛成」と回答された方におうかがいします。被保険者・受給者を拡大すべきでないとする理由は何ですか。

1～3の中から選び、番号に○をつけてください（複数回答可）。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 1 家族による介護負担の軽減効果があるのは主に中高年層であり、40歳未満の若年者に保険料負担を求めることについて納得が得られない。
- 2 高齢者の場合と異なり、若年者が要介護状態になる確率は低く、これまでどおり税を財源とする福祉施策において行われるべきである。
- 3 若年者の介護保険料については、各医療保険の保険料に上乗せされて徴収されることから、特に国民健康保険において保険料の未納や滞納が増えるおそれがある。
- 4 介護保険制度によりサービス提供が行われることで、障害者に対するサービス提供の質が従来よりも低下するおそれがある。

その他(具体的に)

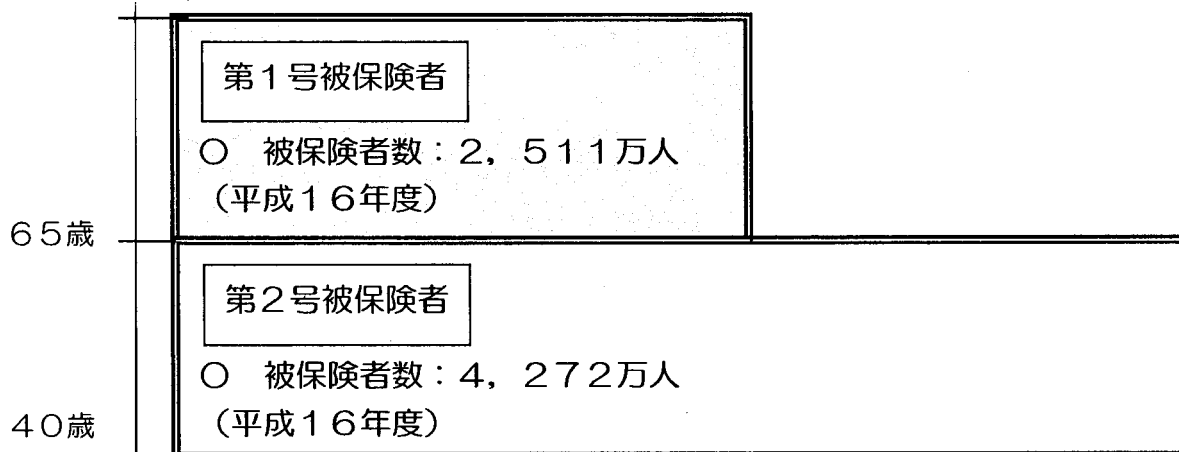
(回答欄)

⑤被保険者・受給者の対象年齢を引き下げるとした場合に制度設計上検討すべき事項について

■（資料1）P.2-4

被保険者

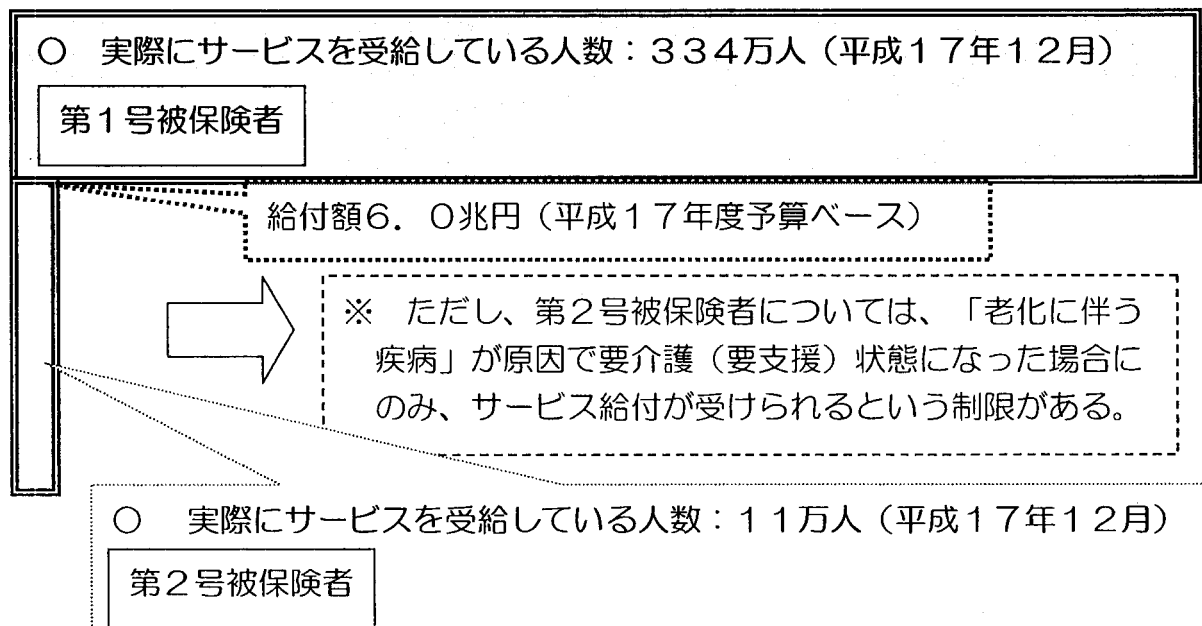
- 「被保険者」は、介護保険制度における保険料の負担者であり、制度のいわば「支え手」です。



※第2号被保険者の保険料については、医療保険と同様に、事業主負担・国庫負担あり。

受給者

- 「受給者」は、要介護（要支援）状態であること等一定の要件を満たす場合に、介護保険制度に基づくサービスの給付を受ける者であり、現行制度では、「被保険者」の範囲と一致しています。



問8 被保険者（保険料負担者）と受給者との関係についてどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

甲 被保険者（保険料負担者）と受給者の範囲は原則として一致すべきである。

乙 被保険者（保険料負担者）と受給者の範囲は必ずしも一致しなくともよい。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 甲に賛成 | 2 どちらかといえば甲に賛成 |
| 3 どちらともいえない | |
| 4 どちらかといえば乙に賛成 | 5 乙に賛成 |

(回答欄)

問9 仮に被保険者・受給者を拡大した場合、介護保険制度の受給の対象となる者の年齢についてどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

甲 「介護ニーズの普遍化」という観点を重視すれば、医療保険と同様に、受給者は全年齢を対象とすべきである。

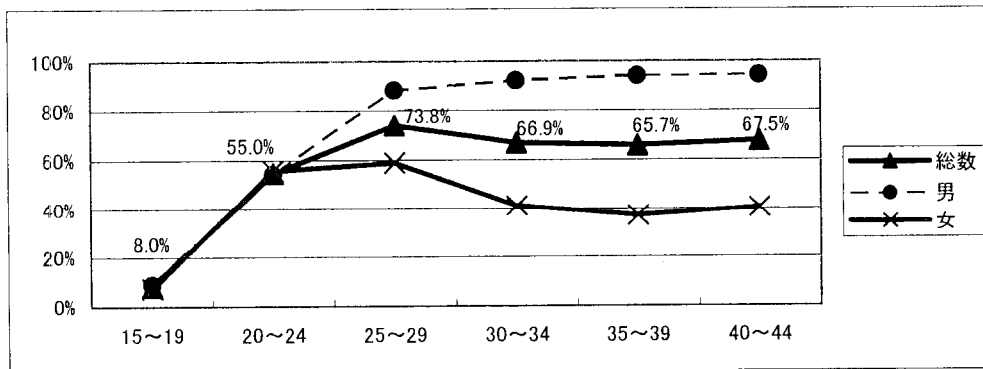
乙 介護保険は現行制度のように高齢化に伴うリスクをカバーするものとするべきであり、全年齢を対象とするのではなく、一定年齢によって区分すべきである。（区分すべき具体的な年齢について御意見ございましたら、回答欄に御意見をご記入ください。）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 甲に賛成 | 2 どちらかといえば甲に賛成 |
| 3 どちらともいえない | |
| 4 どちらかといえば乙に賛成 | 5 乙に賛成 |

(回答欄)

⑥保険料の負担者の範囲について

○「仕事を主にしている者」の割合（平成14年就業構造基本調査（総務省統計局））



（注）15歳以上の世帯員について、普段の就業状態の調査を行ったものである。「仕事を主にしている者」とは、普段収入を得ることを目的として仕事をしている有業者のうち、仕事が主としている者である。（通学が主で、仕事に従事している者などは除かれている。）

○「大学・短大の進学率」（平成17年 学校基本調査）

	大学（学部）	短大（本科）	合計
進学率	44.2%	7.3%	51.5%

（注1）大学学部・短期大学本科入学者数を3年前の中学校卒業数で除した比率。（注2）この他、専修学校（専門課程）の進学率（高等学校の卒業者のうち、専修学校（専門課程）に進学した者の比率）は、19.0%である。

○きまって支給する現金給与額（平成17年 賃金構造基本統計調査）

年齢	~17	18~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44
月額給与（万円）	14.3	18.1	21.4	25.9	30.5	35.6	38.6

（注）主要産業の事業所（常用労働者を10人以上雇用している事業所に限る。）に雇用される常用労働者について、6月分として支給された現金給与額（所得税、社会保険料などを控除する前の額）を調査したものである。

○フリーター数（平成15年 総務省統計局「労働力調査」を特別集計）

年齢	15~19	20~24	25~29	30~34
人数	27万人	92万人	65万人	33万人

注）「フリーター」数については、年齢15~34歳層（在学者を除く。女性については未婚の者に限る。）の者のうち、①現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、②現在無業の者については家事も通学もしておらず、「アルバイト・パート」の仕事希望者として定義し、集計したものである。

○完全失業率（平成17年 総務省統計局「労働力調査」）

年齢	総数	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~
完全失業率	4.4	10.2	8.4	6.2	5.0	4.1	3.6	2.9	3.2	3.6	4.9	2.0

（注）完全失業率については、労働人口に占める完全失業者の割合（ $(\text{完全失業者} \div \text{労働人口}) \times 100$ ）を示す。なお、完全失業者とは、①仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査期間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の3つの条件を満たす者である。

問10 仮に被保険者・受給者を拡大した場合、介護保険料を負担する者の年齢及び対象についてどのように考えますか。

次のうち、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。他に御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 1 働いている者は、年齢にかかわらず、対象とする。
- 2 「20歳以上」を対象とする。
- 3 「25歳以上」を対象とする。
- 4 「30歳以上」を対象とする。
- 5 その他（具体的に）

(回答欄)

⑦ 40歳未満の者の保険料負担の水準について

■ (資料1) P.18、19

40歳未満の者の保険料水準については、以下の案が考えられる。

<<保険料を負担する年齢が20歳又は25歳以上の場合>>

- 40歳以上の者と同水準とする。
- 40歳以上の者の半分の水準とする。

<<保険料を負担する年齢が30歳以上の場合>>

- 40歳以上の者と同水準とする。

(考え方)

保険料の負担水準については、被保険者・受給者の範囲を現行の40歳から、より若い年齢層に単純に引き下げると考えれば、40歳以上の者と39歳までの者の保険料水準は同じ水準になる。

ただし、20歳、又は25歳まで年齢を引き下げる場合には、若年者の保険料負担は孫の世代から祖父母世代への「世代間扶養」の面が強くなり、家族の立場から介護保険による「社会的支援」という利益を受ける可能性が相対的に小さくなることや、所得水準が40歳以上に比べて一般に低いこと等にかんがみ、「39歳までの者の負担水準を半分の水準とする」考え方も現実的な選択肢の一つである。

問11 仮に介護保険料を負担する者を拡大した場合、39歳までの者の保険料負担の水準をどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

甲 社会保険であることから、介護が必要となるリスクに関係なく、世代を問わず保険料負担は同水準にすべきである。

乙 介護が必要となるリスク、介護保険による受益は、世代別に違うため、世代間ごとに保険料負担を設定すべきである。

- 1 甲に賛成 2 どちらかといえば甲に賛成
3 どちらともいえない
4 どちらかといえば乙に賛成 5 乙に賛成

(回答欄)

⑧年齢や障害種別にかかわらないサービス提供の取組について

問12 年齢や障害種別に関わらず、一つの事業所で相互にサービスが利用できる「共生型サービス」や、高齢者や障害者、すべての人に対応できる「総合的ケアマネジメント」の推進をどのように考えますか。

次の二つの意見について、あなたの評価に最も近いものを1つ選び、番号に○をつけてください。「3. どちらともいえない」と回答された方で、御意見のある方は、回答欄に具体的なお考えをご記入ください。

- 甲 年齢や障害種別にかかわらないサービス提供や取組みを推進すべきである。
- 乙 高齢者と障害者、特に障害者の場合は障害種別等によってもサービス内容が異なるため、年齢や障害種別にかかわらないサービス提供や取組みを推進すべきでない。

- 1 甲に賛成 2 どちらかといえば甲に賛成
3 どちらともいえない
4 どちらかといえば乙に賛成 5 乙に賛成

(回答欄)

⑨将来の介護保険制度について

問13 介護保険制度の被保険者・受給者範囲をめぐっては様々な議論がありますが、将来に向けては障害者施策との関係を含め、被保険者・受給者の範囲をどのようにすることが望ましいと思いますか。

回答欄に、現行の体系を基本とする場合も含め、あなたのお考えをご自由に、できるだけ具体的にお書き下さい。

(回答欄)

5. あなたの社会保障への関心について、お聞かせください。

(該当する番号に○をつけてください)

- 1 大いに関心がある 2 多少は関心がある
3 どちらともいえない
4 あまり関心がない 5 全く関心がない

6. あなたの身近に介護を必要とする方はいらっしゃいますか。

- 1 いる 2 いない

7. あなたの身近に障害のある方はいらっしゃいますか。

- 1 いる 2 いない

8. 今回（平成18年4月）の介護保険制度改革の内容について。

(該当する番号に○をつけてください)

- 1 大いに関心がある 2 多少は関心がある
3 どちらともいえない
4 あまり関心がない 5 全く関心がない

9. 障害者自立支援法の内容について。

(該当する番号に○をつけてください)

- 1 大いに関心がある 2 多少は関心がある
3 どちらともいえない
4 あまり関心がない 5 全く関心がない

○ 調査結果の概要を取りまとめ次第、お送りさせていただきたいと存じます。

ご入用の方は、誠に恐縮ですが、ご芳名とご送付先についてお聞かせください。

ご 芳 名	
ご 送 付 先	〒
電 話 番 号	

介護保険制度の被保険者・受給者の範囲
に関する有識者調査報告書

平成 19 年 3 月

発行:財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-5-11

第 11 東洋海事ビル

TEL : 03 (3506) 8529

FAX : 03 (3506) 8528

本報告書の全部又は一部を問わず、無断引用、転載を禁じます。

PJ No. 06302a